

令和5年度採用

群馬県公立学校教員選考試験問題

特別支援教育に関する科目

受験番号		氏名	
------	--	----	--

注意事項

- 1 「開始」の指示があるまでは、問題用紙を開かないでください。
- 2 問題は、1ページから5ページまであります。「開始」の指示後、すぐに確認してください。
- 3 解答は、すべて解答用紙に記入してください。
- 4 「終了」の指示があったら、直ちに筆記具を置き、問題用紙と番号順に重ねた解答用紙を机の上に置いてください。
- 5 退席の指示があるまで、その場でお待ちください。
- 6 この問題用紙は、持ち帰ってください。

1 特別支援教育に関する各法令等について、次の(1)～(4)の問いに答えなさい。

(1) 次の文は、障害者基本法第十六条の一部である。文中の (①) ～ (③) に当てはまる語句を書け。

(教育)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と (①) 教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその (②) を尊重しなければならない。

3 国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによつて、その相互理解を促進しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の (③) の整備を促進しなければならない。

(2) 次の文は、障害者の権利に関する条約における「合理的配慮」の定義である。文中の (①) ～ (③) に当てはまる語句を後の語群から選び、記号で答えよ。

「合理的配慮」とは、障害者が他の者との (①) を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び (②) であつて、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の (③) を課さないものをいう。

<語群>

ア)公正	イ)收拾	ウ)調整	エ)要求	オ)平等
カ)重荷	キ)修正	ク)公平	ケ)均一	コ)負担

(3) 次の表は、学校教育法施行令第22条の3における障害者等の障害の程度（一部抜粋）である。表中の (①) ～ (③) に当てはまる語句を書け。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね (①) 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が (②) の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は (③) を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して (③) を必要とする程度のもの

- (4) 次の文は、文部科学省通知「特別支援教育の推進について」（平成19年4月1日）の一部抜粋である。後の①、②の問いに答えなさい。

<p>1. 特別支援教育の理念</p> <p>特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた（ア）な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の（イ）を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。</p> <p>また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない（ウ）も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。</p> <p>さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる（エ）の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。</p> <p>2. 略</p> <p>3. 略</p> <p>4. 特別支援学校における取組</p> <p>(1) 特別支援教育のさらなる推進</p> <p>(2) 地域における特別支援教育のセンター的機能</p> <p>(3) 特別支援学校教員の専門性の向上</p> <p>以下省略</p>
--

- ① （ア）～（エ）に当てはまる語句を書け。
- ② 「地域における特別支援教育のセンター的機能」について、特別支援学校に期待される具体的なセンター的機能を1つ答えよ。
- （例）福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能

- 2 交流及び共同学習に関する次の(1)、(2)の問いに答えなさい。

- (1) 交流及び共同学習の実施について、次の①、②に答えよ。
- ① 交流及び共同学習（居住地校交流）を実施するに当たり、相手校の児童生徒に対して実施する事前学習及び事後学習において、担当教職員同士が留意すべき点をそれぞれ簡潔に書け。
- ② 次のような実態である特別支援学校の児童Aが、居住する地域の小学校で交流及び共同学習（居住地校交流）を実施することとなり、当日の活動として、体育の時間にリレー運動を行うこととなった。
- 活動を行う際にどのような指導や配慮が必要か。後の観点に沿って1つずつ簡潔に書け。

<p>児童A（知的障害特別支援学校 小学部2年）の主な実態</p> <ul style="list-style-type: none">・ 聴覚障害も併せ有しており、補聴器を装用している。正面から呼びかけると応えることができるが、後方からの呼びかけについては反応しないことが多い。・ 身体を動かす活動は好きであり、体育や遊びの活動は積極的に取り組むことができる。・ 初めての活動や慣れない活動に対して気持ちが不安定になることがある。・ 普段の生活では、絵カード等を見ることで活動内容を把握している。
--

<p>観点1 Aさんが主体的にリレー運動に参加するため、Aさんに指導しておくこと</p> <p>観点2 リレー運動における事故を防ぐための配慮</p>

- (2) 次のような実態である児童B及び生徒Cが、相手校で交流及び共同学習を実施するに当たり、考えられる配慮事項を、それぞれ1つずつ簡潔に書け。

児童Bの主な実態

視覚障害があり、通常の教科書では情報の取得が困難である

生徒Cの主な実態

肢体不自由があり、車椅子を利用しており、階段での移動が困難である

- 3 自立活動について、次の(1)～(8)の問いに答えなさい。

- (1) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）に示されている自立活動の目標について、（①）～（③）に当てはまる語句を書け。

個々の児童又は生徒が（①）を目指し、障害による学習上又は（②）の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって（③）の調和的発達の基盤を培う。

- (2) 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年4月告示）第1章第3節教育課程の編成において示されている授業時数の取扱いについて、小学部又は中学部の各学年の自立活動に充てる授業時数はどのように定めることになっているか、次に示す語句を使用して説明せよ。

【 障害の状態や特性 心身の発達 】

- (3) 特別支援学校教育要領・学習指導要領（平成29年4月告示）自立活動において、今回の改訂で新設された項目、新設した理由は下の表のとおりである。表中の空欄（①）、（②）に当てはまる語句を書け。

区分	健康の保持
新設された項目	(4) 障害の特性の理解と（①）の調整に関すること。
新設した理由	自己の障害の特性の理解を深め、自ら（①）に（②）に働きかけ、より過ごしやすい（①）を整える力を身に付けるため

- (4) (3)の項目における具体的な指導内容を、次の状況にある児童Dについて簡潔に1つ書け。

児童Dの主な実態

自閉症であり、感覚の過敏さやこだわりがある。大きな音がしたり、予定通りに物事が進まなかったりすると、情緒が不安定になることがある。

- (5) 自立活動の内容について、「健康の保持」以外の5つの区分を書け。

(6) 次の表は、知的障害特別支援学校小学部児童Eの実態と、実態から抽出した指導すべき課題及び自立活動の目標の一部を示したものである。児童Eに指導する際の具体的な手立てとしてどのようなものが考えられるか、表の内容を踏まえて簡潔に2つ書け。

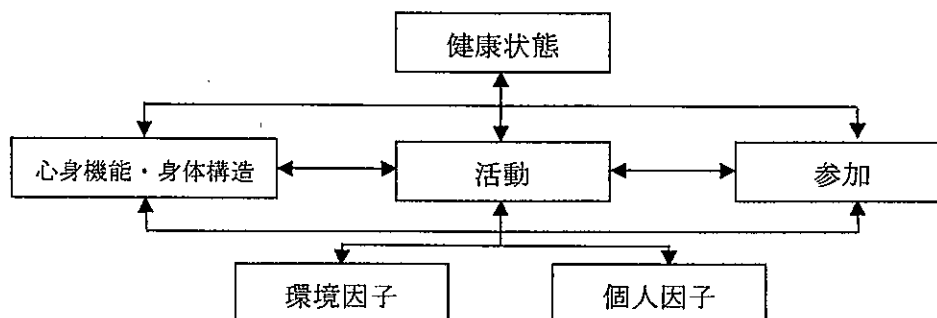
児童Eの主な実態	<ul style="list-style-type: none"> ・学習に取り組む時間が短く、学習中でも自分の興味のあるものを見つけると、すぐにやりたくなり離席することが多い。 ・学習の内容が分からないと、怒り出して持っているものを投げるが多い。 ・音声言語によるやりとりは難しいが、名前を呼ばれると振り向いたり手を挙げたりして応えることができるようになってきている。 ・教師がロッカーのイラストを見せると、自分の鞆を取り出すことができる。 ・担任等、関わる機会が多い教師に対しては自分から近付いて意思を伝えようとするが、十分には伝わらず情緒が不安定になることがある。 ・不慣れな場所での活動やあまりなじみのない活動に対しては消極的であることが多く、その場から離れようとする。 ・何かをやり遂げるという達成感を得る経験は少ない。
児童Eの実態から抽出した指導すべき課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自分が取り組む学習活動について見通しを持つこと。 ・教師と信頼関係を構築し、提案や助言等を受け入れること。 ・落ち着いて活動に参加すること。
児童Eの自立活動の目標	<ul style="list-style-type: none"> ・教師と一緒に10分間ほどの学習活動を最後まで続けることができる。 ・自分のしたいことを周囲に伝えることができる。

(7) 次のような実態である生徒Fについて、自立活動の指導においてどのような工夫が考えられるか。後の観点に沿って1つずつ簡潔に書け。

生徒Fの主な実態
 知的障害にLDを併せ有しており、鉛筆の握り方がぎこちなく力が入りすぎる。筆圧が強すぎるため行や枠から文字がはみ出ることが多い。手や指先を用いる細かい動きのコントロールが苦手である。

観点1 字を書きやすくするための教材の工夫
 観点2 ICT機器を活用した工夫

(8) 自立活動の指導の対象となる「障害による学習上又は生活上の困難」は、ICF（国際生活機能分類）の障害の捉え方と関連している。下の図は、ICFの「生活機能モデル」である。環境因子や個人因子によって、影響が出る活動について、それぞれ具体的な例を示せ。



4 各教科等を合わせた指導について、次の(1)～(3)の問いに答えなさい。

(1) 次の文は、各教科等を合わせて指導を行うことに係る法的な根拠となる、学校教育法施行規則第130条第2項である。(①)～(⑤)に当てはまる語句を答えよ。

特別支援学校の小学部、中学部又は高等部においては、(①)である児童若しくは生徒又は複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合において特に必要があるときは、各教科、特別の教科である(②)、外国語活動、特別活動及び(③)の(④)又は(⑤)について、合わせて授業を行うことができる。

(2) 4つの指導の形態「日常生活の指導」「遊びの指導」「生活単元学習」「作業学習」について、それぞれの特徴を書け。

(3) 「生活単元学習」で「七夕(たなばた)」を題材にした単元を計画した。児童生徒が主体的に取り組むための、ICT機器の活用例を答えよ。

特別支援教育に関する科目 解答用紙	2枚中の1	受験番号	氏名
----------------------	-------	------	----

(5年)

1	(1)	①		②		③		
	(2)	①		②		③		
	(3)	①		②		③		
	(4)	①	ア		イ		ウ	
		②						

2	(1)	①	事前学習	
			事後学習	
		②	観点1	
			観点2	
	(2)	児童B		
		生徒C		

3	(1)	①		②		③	
	(2)						
	(3)	①		②			
	(4)						
	(5)						
	(6)						
	(7)	観点1					
		観点2					
(8)	環境因子						
	個人因子						

4	(1)	①		②		
		③		④		
		⑤				
	(2)	日常生活の指導				
		遊びの指導				
		生活単元学習				
		作業学習				
	(3)					

以下はあくまでも解答の一例です。

特別支援教育に関する科目 解答用紙	2枚中の1	受験 番号	氏 名	(5年)
----------------------	-------	----------	--------	------

1	(1)	①	共に	3点	②	意向	3点	③	環境	3点			
	(2)	①	オ	2点	②	ウ	2点	③	コ	2点			
	(3)	①	〇、三 (0.3)	3点	②	補装具	3点	③	生活規制	3点			
	(4)	ア	主体的	3点	イ	教育的ニーズ	3点	ウ	発達障害	3点	エ	共生社会	3点
			②	例) 小・中学校等の教員への支援機能 例) 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能 等							6点		

2	(1)	①	事前学習	障害についての正しい知識、障害のある子どもたちへの適切な支援や協力の仕方についての理解を促しておくなど、担当教職員同士が打合せや情報交換を十分行うこと。(6点)
			事後学習	感想などを作文や絵にまとめる機会を設けることや、写真やビデオを活用し、具体的に活動を想起させ、次回への期待を高めることを確認する。日常の学校生活においても、機会をとらえて障害者理解に係る指導を丁寧に継続することを確認する。(6点)
		②	観点1	写真や使用する道具を提示し、活動に見通しを持つことができるようにしておく。(活動によっては実際の活動の様子を見ながら内容を調整し、ねらいに即した柔軟な活動で円滑な活動を行うも正答)(6点)
	観点2		Aさんが後方からの音や呼びかけに気づかない可能性があることを相手校の児童に事前に伝え、身振りを交えたり肩をたたいたりしていく必要があること、バトンの受け渡しや併走する際は注意が必要であること等を確認しておく。(6点)	
	(2)	児童B	教科書、教材、図書等の拡大版及び点字版を用意する。(拡大図書器、書見台を利用する、代読するも正答)(6点)	
	生徒C	活動場所を1階に設定する。(全員が床に降りて行う活動を設定するも正答)(6点)		

特別支援教育に関する科目 解答用紙	2枚中の2	受験 番号	氏 名	(5年)
----------------------	-------	----------	--------	------

3	(1)	①	自立	3点	②	生活上	3点	③	心身	3点		
	(2)	小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、適切に定めるものとする。									6点	
	(3)	①	生活環境	3点	②	主体的	3点					
	(4)	自分から別の場所に移動したり、音量の調整や予定の説明を他者に依頼したりするなど、自ら刺激の調整を行い、気持ちを落ち着かせることができるようにする。									6点	
	(5)	心理的な安定			2点	人間関係の形成			2点	環境の把握		2点
		身体の動き			2点	コミュニケーション			2点			
	(6)	解答例	<ul style="list-style-type: none"> ・絵(写真)カードを提示して活動の見通しを持つことができるようにする。 ・視覚的なタイマーを活用し、教師の示した時間の学習活動に取り組むことができるようにする。 ・苦手な活動についても教材に触れる等、教師と一緒に学習活動に参加することができるようにする。 ・学習活動が終わった際に台紙にシールをはり、活動の完了を意識できるようにする。 ・ジェスチャーや絵カードを用いて、教師に自分の意思を伝えることができるようにする。 								各8点	
	(7)	観 点 1	本人の使いやすい形や重さの筆記用具等を用いて、安心して取り組めるようにする。									6点
		観 点 2	自分の苦手なことを申し出て、コンピュータによるキーボード入力等で記録することや黒板を写真に撮ることで代替できるようにする。									6点
	(8)	環 境 因 子	例1)玄関に段差があるため、一人で車椅子のまま外出ができない。 例2)点字ブロックのおかげで、視覚障害者が一人で外出できる。 例3)優しい友人がたくさんいるのおかげで、楽しく仕事ができる。等									6点
個 人 因 子		例1)人と接することが苦手で、パーティーに参加できない。 例2)夜勤が多いため、午前中に約束を入れることが難しい。 例3)16歳であることから、特定のチケットの購入が自分だけではできない。等									6点	

4	(1)	①	知的障害者	3点	②	道徳	3点					
		③	自立活動	3点	④	全部	3点					
		⑤	一部	3点								
	(2)	日 常 生 活 の 指 導	児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動について、知的障害の状態、生活年齢、学習状況や経験等を踏まえながら計画的に指導するもの									6点
		遊 び の 指 導	主に小学部段階において、遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間とのかかわりを促し、意欲的な活動を育み、心身の発達を促していくもの									6点
		生 活 単 元 学 習	児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的・体系的に経験することによって、自立や社会参加のために必要な事柄を実際的・総合的に学習するもの									6点
		作 業 学 習	作業活動を学習活動の中心にしながら、児童生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するもの									6点
(3)	児童生徒が描いた天の川の絵をパソコン等にデータで取り込み、暗くした教室の天井にプロジェクタで投影して雰囲気を楽しむ。等									6点		